

田辺市商店街開業支援事業費補助金（新規開業）

～商店街への出店を支援します!!～

田辺市の中心市街地内の商店街（10商店街）にある空き店舗等を賃借して出店する中小企業者に対して、店舗賃借料及び開業に必要な店舗改修費を補助します。

※交付決定前に着手した工事は対象外です。

対象となる商店街

駅前商店街	駅前新通り商店街	弁慶町商店街
湊本通り商店街	北新町商店街	栄町商店街
銀座商店街	海蔵寺商店街	アオイ通り商店街
宮路通り商店街		

補助内容	①家賃補助金	②改修補助金
補助率	賃貸店舗の家賃の 1 / 2	開業に必要なとなる改修費の 1 / 2
補助上限額	3 0 万円（月額 5 万円 × 6 ヲ月） （月額は千円未満切り捨て）	5 0 万円（千円未満切捨て）
注意事項	開業日の翌月から 6 ヲ月分が対象	補助金交付決定日以降に実施する改修工事が対象

補 助 要 件	①対象商店街の空き店舗等に新規出店すること。 ※空き店舗の状態となって 3 ヲ月以上経過していること。 ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に規定する営業以外の営業であること。 ③週 5 日以上、1 日おおむね 6 時間以上営業すること。 ④開業後 1 年以上継続して営業すること。 ※開業後 1 年未満で閉店した場合、補助金を返還していただく場合があります。 ⑤田辺商工会議所の経営指導を受けること。 ⑥各商店街組織への加盟及び環境美化に努めること。
---------	---

【問い合わせ・申請先】

〒646-8545

和歌山県田辺市東山一丁目 5 - 1

田辺市商工観光部商工振興課 TEL：0739-26-9970

田辺市 商工振興課

検索

